

002000

契 約 書

裁判事務における生成AI利用の将来検討にむけた検証支援（以下「業務」という。）
に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社日本総合研究所とは、別紙契約条項及び別添
仕様書により契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これ
を保有する。

令和8年1月 7日

発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

染 谷 武 宣



受注者

東京都品川

丁目18番1号

株式会社

所

代表取締役

内 川

洋



(別紙)

契 約 条 項

(業務の内容等)

第1条 業務の内容及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 内 容 別添仕様書のとおり

(2) 契約金額 金4,950,000円

(うち消費税及び地方消費税額 金450,000円)

(成果物の納入期限及び場所)

第2条 成果物の納入期限及び場所は、別添仕様書のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

(契約保証金)

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(下請等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の監督等)

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(業務の検査)

第7条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(成果物の検査及び納入)

第8条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

- 3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

- 第9条 代金は、一括で支払うものとし、受注者は、前二条の検査に合格した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。
 - 3 受注者は、発注者及び受注者の協議により成果物を分割して納入した場合において発注者の承諾があるときは、その納入した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、このときにおいては、前二項に準じた取扱いをするものとする。

(履行遅延の賠償)

- 第10条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞又は成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
 - 3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては遅滞又は遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

- 第11条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項、第4項若しくは第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第12条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第15条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 納入された成果物又は終了した業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、発注者は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物又は終了した業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項若しくは第3項による検査を完了した日又は第8条第2項、第4項若しくは第6項に基づき成果物の納入を受けた日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第14条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとしたとき

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとしたとき

(4) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することが

できないと認められるとき

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第3号を除く。）
- (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となったとき
- (3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第17条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者

等」という。) に対して行われた場合は、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定したときにおける当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)
- 第19条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わない場合は、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、何らの

催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第22条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第23条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明した場合は、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認した場合、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し

当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じない場合は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第24条 発注者は、第20条、第21条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第20条、第21条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第17条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第25条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第26条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、成果物等が発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたときを除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第28条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

仕 様 書

第 1 調達件名

裁判事務における生成 A I 利用の将来検討にむけた検証支援

第 2 作業の概要

1 調達の背景

近年、デジタル技術の発展が目覚ましい中、裁判所において適正迅速な裁判の実現を通じたより良い司法サービスの提供を続けるためには、既存の事務の合理化・効率化を通じて、職員がより専門的で中核的な事務に注力することが必要不可欠である。そこで、昨年度は司法行政事務における生成 A I 活用のための検証環境構築及び検証支援業務の調達を行った。そして、裁判事務での利用に関しては、裁判の本質である裁判官の判断等のように、現時点では、生成 A I の利活用によりこれを代替していくことが想定し難いと考えられるものもあることから、段階的な検討を行う必要があると考えており、今年度は、裁判事務における裁判官の業務に焦点を当て、生成 A I の利活用の可能性について内部検討を行った。

2 調達目的及び調達の期待する効果

前記内部検討等を踏まえて最高裁判所において生成 A I 利用の可能性があると考えている裁判官の業務に対する生成 A I の利用検討のための検証実施及びその結果等を踏まえた提案書の作成を通じ、来年度以降の検討や本格的な検証につなげることを目的とする。具体的には、裁判官の業務のうち一定の種類の業務（上記の内部検討によって選別したもの）における生成 A I の活用について、検証が効果的に行えるように、受注者には検証計画の策定、ワークショップによるユースケースの具体化・整理、プロンプト設計支援、技術的サポート、検証結果の取りまとめ等の各種支援及び将来の検討に資する提案書作成を期待する。

第3 調達範囲

1 事前調査及び要件確認

2 検証計画書作成

検証計画の立案にあたって実施する裁判所職員に対するワークショップの実施（1回目）も含む。

3 検証支援

裁判所職員に対し、以下に記載の方法及びその他有用と考えられる方法により、検証の効果的な実施を支援すること。

(1) ワークショップの実施（2回目）

(2) プロンプト設計支援

(3) 情報共有、進捗報告及び助言対応

4 検証結果報告書作成

5 提案書作成

第4 作業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、想定スケジュールは以下のとおり

1 事前調査、要件確認及び検証計画書の作成及び提出

契約締結から令和8年1月30日まで

2 検証支援

令和8年2月1日から同月28日まで

3 検証結果報告書の作成及び提出

令和8年3月31日まで

4 提案書の作成及び提出

令和8年3月31日まで

第5 成果物等

成果物等は以下のとおり。成果物は、来年度以降の検証計画や業務導入検討

に資するよう、再利用可能な構成・形式で作成すること。なお、各期限の末日が作業期間終了日を超える場合、作業期間終了日までに完了させること。

1 成果物

項番	成果物	納入期限	備考
1	検証計画書	令和8年1月30日	最高裁判所レビュー後、最終化
2	検証結果報告書	令和8年3月31日	提案書作成の基礎資料として使用
3	提案書	令和8年3月31日	検証結果報告書を踏まえて作成

2 提出物

項番	提出物	提出期限	備考
1	作業実施計画書	契約締結後、10開庁日以内 (変更が生じた場合は都度提出する。)	
2	リスク管理計画書	契約締結後、10開庁日以内 (変更が生じた場合は都度提出する。)	
3	ワークショップ資料（事前）	各ワークショップ実施前日	最高裁判所事前確認用
4	ワークショップ資料（実施後）	各ワークショップ終了後、3開庁日以内	検証結果報告書作成に活用

5	定例会議に使用する資料 (進捗報告等)	定例会議前開庁日正午	
6	議事録	定例会議終了後、3 開庁日 以内	
7	データ消去に関する報告 書	本作業終了後、20 開庁日以 内。ただし、遅くとも令和 8 年 3 月 31 日までとする。	

3 成果物等の形式

電磁的記録媒体（最高裁判所が指定するもの） 1 部

なお、メール送信等の方法による電子データの提出が可能な場合は、当該方法による電子データの提出に代えることができる。

4 成果物の納入時期等

受注者は、上記項番 1 の成果物につき、最高裁判所が適切な時期に内容確認を行うことができるようにするため、納入期限の前であっても、担当職員の求めに応じて、最高裁判所に提出すること。この場合の成果物の提出時期の目途については、担当職員と受注者が協議して決定すること。

5 成果物等の書式

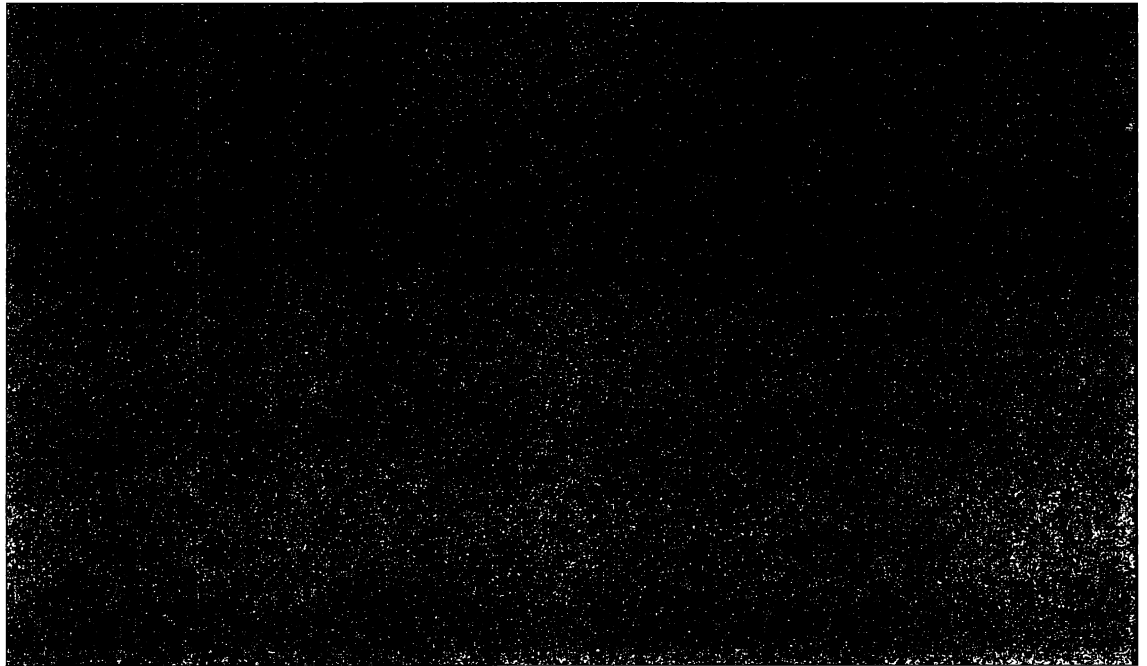
(1) 使用言語

日本語

(2) 用語の定義等

用語の定義はデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに従うこととし、成果物等中にデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。成果物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

(3) 書式等



6 成果物等の納入又は提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

7 検査の完了

最高裁判所が成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知をした日をもって検査の完了とする。

第6 作業内容等

1 作業実施計画書及びリスク管理計画書の提出

(1) 作業実施計画書

受注者は、次の事項を記載した本プロジェクト全体についての作業実施計画書を最高裁判所に提出し、報告すること。本件作業期間中に要員等の変更がある場合も同様（ただし、提出期限を除く。）とする。

ア 作業体制図

イ 作業要員名簿

ウ 想定作業及び作業スケジュール

エ その他最高裁判所が指示する事項

(2) リスク管理計画書

本業務において生ずるリスクの洗い出し、評価、アクションプランの立案、モニタリングの手順に関して必要となる事項についてのリスク管理計画書を最高裁判所に提出し、報告すること。

2 作業内容

(1) 事前調査及び要件確認

検証対象となる業務の内容（民事第一審通常訴訟につき、訴えの提起から訴訟終了までの全体的な流れ、裁判官が行っている業務及びその課題等）について理解を深める。

(2) 検証計画書作成及び検証支援

ア 検証計画書作成（検証対象業務の整理を含む）

本検証は、今回の検証の対象とする裁判官の業務に生成A Iを導入した場合における効率化の程度、生成結果の正確性、活用にあたっての課題・留意点の抽出等を行うことを目的とする。受注者は、検証計画書の作成に先立ち、業務内容を整理・分析し、ユースケースの抽出に資する業務フローや課題点を明確化する。

検証環境（利用する生成A I）は、最高裁判所で準備するサービス（以下（ア）～（オ）で例示したうち2、3種を準備する予定。）を使用する。検証にあたって、各サービス固有の機能やU Iに依存せず、生成A Iそのものの特性や業務背景を踏まえた本質的な導入検証を行うよう留意すること。

なお、複数のL L Mを使用した検証ではあるが、検証目的の主眼は上記のとおりであり、将来導入するL L Mの選定に向けた精度比較は検証目的の対象外である。

（ア） Chat GPT（Pro、Business 等）

（イ） Gemini（Google Workspace 等）

（ウ） Claude（Pro, Team Standard seat 等）

（エ） NotebookLM（Enterprise 等）

(オ) Copilot

また、本検証では、最高裁判所が準備した模擬データを使用するため、要機密情報は取り扱わない。

検証計画では、ウ記載のワークショップにより具体化されたユースケースの利用場面等に基づき、主に以下の観点から、最高裁判所が準備した検証環境を使用した検証の具体的な手法、評価項目、実施計画等を検討・整理し、検証計画書として取りまとめ、第5記載の期限までに最高裁判所へ提出する。

(ア) 業務の効率性

作業時間の短縮の程度、比較、分析を通じた効率性の検証

(イ) 品質

生成結果の正確性、裁判官の業務補助に耐えうる品質確認

(ウ) 実務適合性

裁判事務のワークフローに組み込むことが可能な程度の検証

(エ) セキュリティ・リスク

機密保持の整理、誤用リスクに向けた対策

イ 検証支援

受注者は、裁判所職員（裁判官10～20名程度を想定。）に対し、以下に記載の方法その他有用と考えられる方法により、検証の効果的な実施を支援すること。

(ア) プロンプト設計支援

検証計画段階に具体化された利用場面及び検証中のフィードバック等に応じた利用適切なプロンプトの設計を支援し、裁判所職員の効果的な生成AIの活用を支援する。支援にあたっては、以下の活動を含む。

① サンプルプロンプトの提示と修正提案

② 意図する出力結果を得るためのプロンプトエンジニアリングに関する助言

③ 出力の評価・比較の支援、評価基準の整理等

(イ) 情報共有、進捗報告及び助言対応

検証支援期間中、上記ワークショップの機会のほか、必要に応じた打合せを速やかに開催し、検証の進捗及び課題について最高裁判所と情報共有を行い改善案を提示するほか、チャットまたはメール等を用いて最高裁判所の問合せに対し随時対応する。

(ウ) ワークショップの実施

ウ記載のワークショップを実施する。

ウ ワークショップの実施（全2回）

裁判所職員（10～20名程度を想定。）に対し、原則として、アの検証計画立案の段階及びイの検証支援の段階に各1回、最高裁判所が設定する日時に開催すること。

(ア) 検証計画立案の段階（ワークショップ1回目）

検証計画の立案にあたってユースケースの利用場面やアウトプット像をより具体化することを目的とする。

職員の理解促進のため、ワークショップのなかで検証予定の各サービスの特徴を職員向けに説明すること。

なお、ワークショップの冒頭、約半日程度は、最高裁判所が主体となって、検証参加者に対し、検討の前提について認識共有するコマを持つことを予定している。

令和8年1月20日及び同月21日を開催予定日（前述の最高裁コマを含んだ日程。全体で所要1日半程度）とし、最高裁判所の指定する方法及び場所において、原則として対面で実施する。

(イ) 検証支援の段階（ワークショップ2回目）

検証計画の立案段階で具体化したユースケースについて、裁判所職員が検証において生成A Iを利用した際の出力結果に基づき、想定したアウトプット形式との整合性、正確性、プロンプトの修正の要否などを議論し、プロンプト修正方針の参考とするとともに、提案書作成のための材料とすることを目的とする。

令和8年2月17日を開催予定日（所要1日程度）とし、最高裁判所の指定する方法及び場所において、対面又はウェブ会議で実施する。

(3) 検証結果報告書作成

検証実施内容（プロンプト例、手順）、生成A I出力例と評価、課題・問題点整理、分析・考察等を取りまとめた検証結果報告書を作成し、第5記載の期限までに最高裁判所へ提出する。

(4) 提案書作成

検証結果報告書等を踏まえ、提案書を作成し、第5記載の期限までに最高裁判所へ提出する。具体的には、検証結果を踏まえた考察を経た上で、生成A Iの裁判所業務（特に今回の検証のスコープとする裁判官の業務）への適用可能性に関する分析及びその結果、裁判所業務で生成A Iを利用するにあたっての留意点、来年度以降の検証を行うにあたり相当と考える環境（システム構成（想定））等について、裁判所職員向け資料として作成する。

第7 プロジェクト管理に関する事項

1 受注者は、作業の遂行に当たり、PMBOK（Project Management Body of Knowledge）にまとめられている概念や手法等を基本として、具体的なプロジェクト管理方法を提案し、実施すること。

2 その他プロジェクト管理に関する事項

(1) 受注者は、最高裁判所との間での本作業に関する進捗確認及び成果物案等の共同レビューのため、本作業期間中、週1回程度、最高裁判所との間で定

例会議を行うこと。第1回の定例会議の開催期日は最高裁判所が指定する。第2回以降の開催期日は、作業の進捗状況に合わせ、受注者との協議により決定する。

なお、定例会議の方法は、ウェブ会議により行うことを原則とするが、最高裁判所が希望する場合は対面による開催とする。

おって、定例会議に使用する資料（進捗報告のほか、工程表、リスク管理及び課題管理に関する資料等も含む。）は、原則として、定例会議開催の前開庁日正午までに提出する。

- (2) 受注者は、最高裁判所との間で成果物案等の共同レビューを行うこと。同レビューはウェブ会議または各種コミュニケーションツール（ メール等）を用いることを原則とするが、最高裁判所が希望する場合は、対面で行う。
- (3) 受注者は、定例会議及び共同レビューの議事録を、遅くとも定例会議を行った後、3開庁日までには作成し、最高裁判所に提出すること。
- (4) 受注者は、作業の進捗について最高裁判所からの要請がある場合には、口頭、書面又はメール等により報告すること。
- (5) 受注者は、最高裁判所から本作業を円滑に推進していくために必要な資料の提出を求められた場合には応じること。提出に当たっては、必要に応じて、最高裁判所との間で打合せを実施し、提出資料について、図表又はプロジェクターなどを用いて要点を説明すること。
- (6) 受注者は、本作業を円滑に推進していくために、各アクティビティの着手に先立ち、その予定スケジュール、成果物の目次案及び構成案等を提示し、最高裁判所の承諾を得ること。

第8 受注者及び作業要員に求める実績・資格等の要件

- 1 官公庁に対して、本件と同等（同規模）以上の生成AIのユースケースの整理、具体化、検証および提案等を含むコンサルティング業務の実績を有し、加え

て、生成AIに関するワークショップ等の実施及びそこで得られたアイデアを中心的な立場で分析した実績を有すること。また、当該支援業務に携わった経験を有する者を、特に本案件の責任者（検証計画策定、ワークショップ実施、ドキュメントの執筆等の本案件の具体的な業務に実質的に関与し、それらについて責任を持つ立場の者を指す。）として配置できること。また、プロンプトの作成支援に関する実績を有する者を、本案件の作業担当者に配置できること。

- 2 プロジェクト責任者またはプロジェクト責任者をサポートするメンバーが、経済産業省の情報処理技術者試験の「プロジェクトマネージャ試験（PM）」、又はプロジェクトマネジメント協会（PMI）の「プロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）」の資格保有者であること。

第9 業務の再委託

- 1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。
ただし、受注者において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により最高裁判所に申請し、承諾を得ること。
- 2 委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。

この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第10 知的財産権

- 1 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、

著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利）に基づく利用を無償で許諾すること。

- 2 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- 3 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第 11 機密保持

- 1 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- 2 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。
 - (1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
 - (2) 最高裁判所が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項
- 3 受注者の故意又は過失によって、2の(1)又は(2)の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告し、問題解決に協力すること。
- 4 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。

また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

- 5 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。
- 6 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊等の方法を用いて、作業用に保持している全ての情報（最高裁判所及び最高裁判所データセンタ内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

第 12 情報セキュリティに関する事項

- 1 本業務において「最高裁判所の定める情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本調達に係る作業を実施するものとする。なお、同基準が改正された際には、改正後の基準を順守すること。
- 2 受注者は、貸与された紙媒体及び電磁的記録媒体の取扱いについて十分注意を払い、最高裁判所の許可なく作業実施場所から複製又は持ち出してはならない。
- 3 貸与された紙媒体及び電磁的記録媒体の複製可能な電子機器を作業実施場所に持ち込んで作業を行う必要がある場合は、事前に最高裁判所の許可を得ること。
- 4 受注者は、プログラム、データ及びその他本業務の履行上作成した成果物等については許可なく外部に持ち出し又は外部からアクセスできる状態で置かないこと。なお、最高裁判所の所有外の物品等を作業実施場所へ持ち込み、又は作業実施場所から持ち出す場合は、事前に最高裁判所の承諾を得ること。持ち込み及び持ち出した情報等については、おって管理簿等により一元的に管理すること。

- 5 受注者は、本業務に関連する業者とのデータ等の授受については、原則として最高裁判所が調整するため、最高裁判所の許可なく直接業者間で連絡しないこと。
- 6 本業務を履行するために貸与された情報は、本業務以外の目的で使用してはならない。また、最高裁判所からの請求があった場合又は契約満了時に速やかに最高裁判所に返却し、最高裁判所の確認を受けること。
- 7 受注者は、貸与された紙媒体や電磁的記録媒体等の物品を自己の故意又は過失によって滅失又は毀損した場合には、最高裁判所に対し、修理、代替品による補填又は生じた損害の賠償を行わなければならない。
- 8 受注者は、本調達に係る作業を実施する全ての関係者に対し、最高裁判所に関連する情報を私物パソコン及び私物媒体（USB メモリ等）に保存し、又は本調達における作業を私物パソコンにより実施してはならない。
- 9 受注者及び再委託先の責に起因するセキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、受注者は、最高裁判所に直ちに報告しなければならない。また、その事故の損害に対する賠償等の責任について、当該再委託先の責に起因する事故であっても、受注者の責任は免れ得ない。なお、受注者は、本調達に係る作業中及び「第 17 契約不適合責任」に定める契約不適合責任の期間中において、受注者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、受注者の責任及び負担において、次の事項を速やかに実施するものとする。
- 10 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、承諾を得たうえで実施すること。
- 11 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、提出して承諾を得ること。
- 12 再発防止対策を立案し、承諾を得た上で実施すること。
- 13 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、指示に基づく措置を

実施すること。

- 14 受注者は、最高裁判所のサーバ室及びデータセンタに立ち入る必要がある場合には、「最高裁判所サーバ室の運用要領」及び「最高裁判所データセンタの運用要領」に準拠すること。
- 15 受注者は、最高裁判所で本調達に係る作業を実施する場合には、事前に立入日時及び作業をする者の氏名を届けて、最高裁判所の承認を得ること。

第 13 契約不適合責任

- 1 最高裁判所は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。
- 2 納入された成果物に契約不適合がある場合、最高裁判所は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第 563 条 2 項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、民法第 415 条の規定による損害賠償の請求並びに第 541 条及び第 542 条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、成果物の納入後、1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

第 14 受注者に対する最高裁判所の支援

最高裁判所は、受注者に対し、次の各事項に関し、本作業期間中、相当と認めた範囲で支援を行う。

- 1 裁判所が保有するデータ等の資料の開示
- 2 その他、最高裁判所の協力が相当と考えられる事項

第 15 その他

- 1 受注者は、本作業に関連して、最高裁判所が質問に対する回答又は資料の提出等を求めた場合は、適切に応じること。
- 2 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- 3 本作業に関連して、受注者が必要とする作業場所等は、本調達の性質上当然に最高裁判所が提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。
- 4 受注者は、本作業等に関して問題が発生した場合には、その経緯、原因及び解決策等を最高裁判所に書面で報告すること。
- 5 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決定するものとする。

以上

